

平成29年度事業計画

政府の働き方改革やライドシェア解禁に向けた動きが加速する中であって、これまでの長期的な輸送人員の減少、乗務員の高齢化や人材不足難に加え、自動運転の実証実験がスタートするなどハイヤー・タクシー事業を取り巻く経営環境はさらに厳しく、また、大きく変わろうとしています。

こうした中、本年1月30日にスタートした初乗り距離短縮運賃が評価されつつある状況を踏まえ、引き続き安全、安心な輸送サービスの提供と利用者利便の向上に向けた新たな施策に取組み、地域の公共交通としての使命を果たすとともに、2020年オリンピック・パラリンピックにおける果たすべき役割を見据え、各委員会連携、協力のもと東京ハイヤー・タクシー業界一丸となって以下の取組を推進してまいります。

一、経営対策

不透明な経済状況の中、ライドシェアの参入問題など厳しい経営環境を鑑みつつ、輸送の安全確保と利用者利便の向上を念頭に、タクシー事業の活性化を図りながら、中小企業が多数を占める状況を考慮して、次の事業を推進します。

1. 昨今の急激な社会情勢の変化を背景に多様なニーズを的確に捉え、近距離利用者と長距離利用者の負担の公平感を向上させる観点から導入した、初乗り距離短縮運賃について、導入後の需要動向等について調査研究を行うとともに、多摩地区における初乗り距離短縮運賃導入の可能性についても併せて調査研究を行う。
2. 平成28年10月に全国ハイヤー・タクシー連合会において取りまとめられた「今後新たに取組む事項について」の11項目の中から、主に「事前確定運賃」及び「相乗り運賃（タクシーシェア）」について調査研究を行う。
3. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法）による特定地域等の指定基準等をはじめとする法律および関連政省令、通達内容等の対応等について、関連委員会とともに引き続き検討する。
なお、特定地域に指定されている南多摩交通圏の状況についても引き続き注視していく。
4. 事業経営の健全化および需要の拡大や経済情勢の変動に対応し得る運賃・料金のあり方について考察を行うとともに、平成31年10月に実施が予定されている消費税再改定に向けても調査研究を行う。
5. 多摩地区におけるタクシー事業の営業形態に鑑み、市場動向を踏まえ、タクシー事業の維持・活性化と需要の拡大等に資するため、三多摩支部及び関連委員会等とともに調査研究を行う。

6. 会員事業者の経営諸資料等を収集し、タクシーの収入及び原価の分析や需要動向についての調査研究を行うとともに、収集する諸資料の統一化についても併せて検討を行う。

二、広報対策

業界で取り組んでいる新たな施策として「初乗り距離短縮運賃」が実施されたが、今後も一般利用者に対し、より一層安全で安心なタクシーを広報していくことが依然として重要な課題となっています。

広報委員会として積極的な広報活動を通じて世論に訴えるとともに、東タク協会員事業者への広報にも努めていくための諸対策を次の通り推進します。

1. 距離短縮運賃のさらなるPRを押し進める。今までタクシーと比較的疎遠だった高齢者、子育て世代等への積極的なPRを継続展開する。また、距離短縮運賃利用客の声を反映したQ & A、距離短縮運賃利用ガイド配布などを、印刷物やインターネットを通じ実施する。

さらに、乗務員指導委員会、経営委員会など他委員会との連携も行いつつ効果的かつ能動的な距離短縮運賃PRを展開する。

併せて、多摩地区においても利用者拡大に向けてPRを展開する。

2. マスコミからの取材協力や、関係官庁記者クラブなどに対し「東京のタクシー」など広報関係資料を定期的に配布するとともに、マスコミ、学識経験者、消費者団体及び一般利用者代表などに対し、必要に応じ業界の現状について理解を得るための広報に努める。
3. 「東京のタクシー」、「タクシー展望」及び「タクシーニュース」などを定期的に発行し、一般利用者に対するタクシーのイメージアップに繋がる情報提供に努めるとともに、業界内に対し「東タク協ニュース」や「東タク協かわら版」などを通じ、業界が抱える諸問題について、正確・詳細な情報提供に努める。
4. 諸外国に向け東京のタクシーをPRすべく、海外旅行者サイト、海外出版社などを対象に積極的な広報活動を新規に実施する。その第一歩として、「LONELY PLANET」をはじめとする紙媒体、「TripAdvisor」、「Michelin Travel」などのネット媒体への露出を積極展開する。

また、従前より行っている邦人・外国人やインバウンド向けの多様なニーズに対応した協会「英語ホームページ」の更なる拡充に加え、「東京観光タクシー」や、タクシー配車予約アプリ「スマホdeタックン」のさらなる利用促進を図るため、ステッカー、ホームページなどを通じ広報活動を継続実施する。

5. 一般利用者への感謝の気持ちと、業界として取り組んでいる活性化策などに関するPRを継続実施していく。8月5日「タクシーの日」前後に実施するイベントとともに

に、就活解禁時期に合わせた「就活応援タクシー」を実施することにより、就活生や若年層に対するタクシーの利用促進と業界イメージアップを図ることに努める。

6. スピーディーでタイムリーな情報発信を可能とするIT（ホームページ、webマガジンT's lifeやFacebookなど）を利用した業界の現状、公共交通機関として業界が取り組んでいる施策や最近のタクシーサービスの紹介などについて、一般利用者及びマスコミ関係などに対する情報提供に努める。

7. 羽田空港国内線及び国際線利用者の増加に伴い、より一層の乗務員のサービスレベル向上が求められるため、「羽田空港定額運賃シート」や「指差し外国語シート」などを利用した邦人・外国人利用者への接客向上に努める。

また、「羽田空港定額運賃」の更なる利用促進のためにステッカー、パンフレット、ホームページなどによるPR及び「東京国際空港ターミナル株式会社」と「日本空港ビルデング株式会社」と連携した広報活動を継続的に実施する。

8. タクシーの機動性を生かした災害情報を提供する「タクシー防災レポート車」制度については、東京都、ニッポン放送及びTBSラジオとの協力関係を継続しながら実施するとともに、警視庁や東京都など関係機関と連携して「こども」を犯罪から守るための「タクシーこども110番」制度や、ドライブレコーダーを使用した「タックン防犯情報システム」について、治安維持に努めるための広報活動を継続して実施する。

9. 「エコドライブ」や「グリーン経営」への積極的な取り組みの推進など、業界の環境対策について関係委員会と連携を図り、業界内外に対する広報対策を実施する。

三、労務対策

平成29年度においては、会員事業者における良好な労使関係の維持及び適切な労務管理による健全な企業経営の確立に資するよう、下記事項を踏まえ、積極的な事業運営を図ります。

1. 若年労働者を中心とする雇用の促進及び女性労働者の活躍が図れるような条件整備について、会員事業者への情報提供等に努める。

また、公益財団法人東京しごと財団の団体課題別人材力支援事業を活用し、採用支援及び育成・定着・雇用環境整備支援に関する取組を行う。

2. 「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の遵守の徹底を図るとともに、労働関係法令に関する説明会を開催する等により、会員事業者への支援に努める。

3. 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の改正時の附則及び付帯決議により、歩合給と固定給のバランスの取れた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、乗務員負担制度の見直しなどの改善を図るため会員事業者への支援に努める。

4. 働き方改革実現会議において、時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金等が議論され、また、労働関係法令の改正が検討されていることから、その動向を含め、適宜

情報を把握し会員事業者へ提供するとともに、必要に応じ関係機関への要望・提案を行うよう努める。

5. 会員事業者における労働災害の防止のため、交通労働災害や転倒等による行動災害の防止を一層推進するため、災害事例等を情報提供するとともに、健康管理（メンタルヘルス対策を含む。）の確実な実施、過重労働による健康障害の防止が図られるよう、法令等の周知に努める。

また、乗務員に対する安全配慮義務を踏まえ、東京タクシー防犯協力会と連携しつつ、タクシー強盗などの防犯対策の推進に努める。

6. 労務委員会の中に、労務に関する特定の課題を検討する部会（仮称）を設け、業界の実情に即した労務管理改善対策を取りまとめ会員に情報を提供する。
7. 地域の労務管理水準の向上を図る等の目的で自主的に組織・運営されている各ハイタク労務研究会に対し、活動の充実が図られるよう支援に努める。

四、交通事故防止対策

タクシーの公共交通機関としての社会的使命である「安全・安心輸送」を果たすため、昨年度も前年度同様、事業用自動車総合安全プラン2009に基づき、人身事故（一当）対前年比10%減、死亡事故（一当）ゼロ、飲酒運転ゼロ、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロの削減目標に活動を行ないました。

しかしながら、表記の目標は達成できなかったことから、本年度も引き続き、関係機関、団体との連携を更に一層強化し、次の交通事故防止諸対策を推進することといたします。

1. 交通事故防止対策の推進

- (1) 毎月5日の「タクシー事故ゼロの日」及び8日の「二輪車・自転車安全日」を継続して推進し、年間「交通死亡事故ゼロ運動」を展開する。
- (2) 夜間における歩行者の信号無視・横断禁止場所横断等の事故防止対策並びに深夜帯等の路上寝込み者等の轢過事故防止対策を図るため、制限速度の遵守、前方左右の安全確認、早目のライト点灯とこまめなライト上向き走行を行い防衛運転の徹底を図る。

また、「交通安全タクシー」制度の活用を踏まえ、全乗務員が路上寝込み者等の発見時の警察への110番通報と保護活動を積極的に行うよう推進する。
- (3) 乗務員、乗客に対する正しいシートベルトの着用の推進を図る。
- (4) 降積雪時におけるスタッドレスタイヤ、タイヤチェーンの装着によるスリップ事故防止対策を推進する。
- (5) 春・秋の全国交通安全運動の推進、夏季の交通事故をゼロにする運動の推進、夏季・年末年始の輸送安全総点検及びT O K Y O交通安全キャンペーンの推進を図る。
- (6) 運行管理者等を対象とした事故防止責任者講習会を開催するとともに、東京ハイ

ヤー・タクシー交通共済協同組合と連携を緊密にして、「心でやろう大作戦」を引き続き展開する。

また、同交通共済及び東京都個人タクシー協会と連携してシートベルト調査指導及び乗務員に対する事故防止啓蒙活動を主要駅のタクシー乗り場で実施し、乗務員の事故防止意識の高揚に努める。

2. 乗務員の健康管理

- (1) 乗務員の自主的な健康管理の徹底と家族に対する積極的な指導、啓発を促進するため、定期健康診断並びにその再検査と精密検査の確実な受診はもとより、S A S や運転中の脳卒中等に対応するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の活用を推進する。
- (2) 65歳以上のタクシー乗務員に対する、「健康診断」及び「適齢診断」の確実な受診とその診断結果を踏まえた指導監督を推進する。

3. 関係機関等との連携

- (1) 警視庁交通部が主催するセーフティードライバー・コンテスト並びにタクシードライバー交通安全教室への積極的な参加を推進する。
- (2) 関係機関、団体と連携し、追突、出会い頭、対歩行者・自転車・二輪車との事故削減方策を考究する。
- (3) 他委員会との連携により、運行管理の高度化機器（デジタル式運行記録計、映像型ドライブレコーダー）など安全に資する装置の活用を図り、その導入を推進する。
- (4) (独)自動車事故対策機構が行う運行管理者に有用な各種適性診断及び研修等の周知について、協力する。
- (5) タクシー乗務員の安全確保のため、東京タクシー防犯協力会と連携を密にし、自主防犯体制を充実するとともに警察当局等の実施する防犯、捜査活動に積極的に協力する。

4. 対面点呼等の確実な実施

運行管理者等は、死亡事故、無免許運転、飲酒運転、覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転、過労運転等の悪質運転の絶無を期し、対面点呼等を確実に実施する。

特に、飲酒運転の根絶を図るため、出庫時、帰庫時に必ずアルコール検知器を使用してチェックを行うものとする。

5. 運輸安全マネジメントへの取組み

経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保を第一として、三位一体となって社内に安全風土・安全文化を構築するなど、安全マネジメントのPDCAサイクルに沿った事故削減の推進を図る。

6. 社内研修等の推進

(1) 事故分析に基づく対策

ア 交通事故総量抑制対策として、タクシー事故の特徴である「出会い頭事故」防止対策、「追突事故」防止対策を重点的に推進する。

イ 死亡事故抑止対策として「信号無視等の歩行者との事故・路上寝込み者等の轢過事故」防止対策、「対自転車・二輪車事故」防止対策を重点的に推進する。

(2) 社内研修の推進

ア 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」、タクシー乗務員必携の「タクシー乗務員安全運転のしおり」、「危険ドラッグ撲滅のために」等を活用した乗務員教育の徹底を図る。

イ ドライブレコーダーの映像を活用した危険予知トレーニング（KYT）やデジタル式運行記録計を使用した運転状況の問診等による安全運行教育を運転者参加・体験・実践型で推進する。

五、環境・車両資材対策

タクシー車両の「安全性の維持・向上」及び「環境問題への貢献」及びに「タクシー強盗等の犯罪の防止及び車内環境の改善・向上」等を図る観点から、車両資材のあり方等について検討を進め、次の諸対策を推進します。

1. 平成27年度に設置した小委員会を中心として、以下の活動を行う。
 - (1) タクシー車両の安全性向上のため、車両構造の改善（シートベルトの快適性向上を含む。）、先進安全自動車（ＡＳＶ）に係る諸機能の備付けについて、自動車メーカー等に対し要望、提言を行う。
 - (2) タクシーメーターについて料金の変更・多様化等に迅速かつ廉価に対応することを可能とする機器の改善、運賃の事前計算や清算が可能となる機器、車内外で使用する通信機器等（外国人旅行客を踏まえた通信機器を含む。）の開発等をそれぞれの機器メーカー、関係機関等に働きかける。
 - (3) ユニバーサルデザインタクシーの利便性・快適性の向上、車両構造の改善等について、自動車メーカー等に対し要望、提言等を行う。
 - (4) タクシー強盗等車内で発生する犯罪を防止するため、車内防犯カメラ、防犯仕切り板及び防犯灯（非常灯）の改善について製作メーカーに対し要望・提案を行うとともに、車内防犯カメラの標準規格、運用管理基準等の整備・普及を図る。
2. 環境性能の高いユニバーサルデザインタクシーの導入に関する国ならびに東京都の補助制度の情報収集及びその有効活用を推進する。
3. 自動車メーカー等が開発する自動運転車の先進技術について、業界への影響を検討するため情報を収集する。
4. 関東運輸局が開催する整備管理者研修資料作成検討会へ参画するとともに、東京運輸支局が開催する整備管理者研修会（選任後）の開催及び講師派遣に協力する。
5. 交通エコロジー・モビリティ財団の行うグリーン経営の認証取得を推進する。
6. L P G燃料タンクの検査や部品交換の状況について情報を収集し、その価格変動等を注視し情報の提供を行う。

六、乗務員指導対策

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく地域計画で示されている、タクシーサービスの活性化と良質なサービスが選ばれる環境作り、交通問題、都市問題の改善等を図るため、次の事業を推進する。

1. 繁華街やターミナル駅等の乗り場における交通秩序の維持
 - (1) 六本木交差点、東京駅八重洲口(外堀通り)等の違法客待ち駐車等について、東京タクシーセンターと連携のもと特別街頭指導の実施等により効果的な対応を図る。
 - (2) バスタ新宿の開設に伴うタクシー乗り場等の適切な運用を図る。
 - (3) 関係機関や住民等からの通報によるバス停留所等都内各所における違法客待ち駐車等について、迅速、適切な対応を図る。
2. 各地区におけるタクシー乗り場等の協議
渋谷駅街区土地区画整理事業等に伴うタクシー乗り場の変更、タクシープールの設置等について関係機関との協議を進める。
3. 銀座乗禁地区及び付近への対応
 - (1) 東京高速道路土橋入口付近、交詢社通り、新幸橋周辺等における不適正な乗車行為の防止を図る。
 - (2) 各乗り場への入路方法等について、ルール遵守の徹底を図る。
 - (3) 築地川第一駐車場を利用した銀座1号乗り場へのショットガン方式については、関係機関等と連携して適切な運用を図る。
4. タクシー乗り場等の円滑な運用
 - (1) 優良タクシー乗り場として設置されている各乗り場について、円滑な運用を図る。
 - (2) タクシー乗り場等におけるドアサービス、トランクサービス、挨拶の励行等ホスピタリティの向上を図る。
 - (3) 短距離でも気持ちよく利用いただけるよう接客マナーの向上を図る。
 - (4) EV・HVタクシー乗り場における供給の確保に配慮する。
5. 乗務員の法令・マナー違反の根絶
 - (1) 飲酒運転・薬物使用運転の根絶に向け、安全管理の徹底を図る。
 - (2) 東京駅等におけるタクシー乗り場、タクシープール等、また、青山・芝公園タクシー調整待機所周辺等における喫煙・タバコのポイ捨てやゴミ捨てなどに関する一般市民や関係機関からの苦情が依然として跡を絶たない状況であるため、マナー向上対策及び法令、規則の遵守に関する指導の強化を図るとともに、環境美化運動を推進する。
6. 羽田空港タクシー乗り場等の円滑な運用
 - (1) 羽田空港国際線乗り場「おもてなしレーン」(外国人旅客接遇研修修了者専用レーン)及び「UDタクシー・ワゴンタクシー専用レーン」の円滑な運用を図る。

(2) 羽田空港を利用する外国人旅行者に対するホスピタリティの向上に努める。

(3) 定額運賃の適切な運用について徹底を図る。

7. 良質な乗務員の確保

悪質乗務員の他社への移動が容易である現状を改善するため、運転者記録証明の活用を徹底する。

8. 大地震発生時の乗務員災害対応マニュアルの周知

大地震発生時の乗務員の対処方法等について、「乗務員災害対応マニュアル」に基づいて乗務員に周知を図る。

9. 無線タクシーの資質向上等

(1) 無線従事者等に対する講習会を東京タクシー防犯協力会等と実施する。

(2) 必要に応じて無線に関する事案への対応を図る。

10. 防犯対策の一層の推進

乗務員の安全確保を図る見地から、関係諸官庁及び東京タクシー防犯協力会と連携を図りつつタクシー防犯活動を積極的に推進する。

七、ハイヤー対策

ハイヤー事業の効率化・合理化や安全性の維持・向上と安定的な経営基盤の確立を図るため、安全で良質なサービスの提供等、次の事業を推進します。

1. 今後のハイヤー事業の展望に関する諸対策について、研究・検討を行う。

2. 需要の増販及び市場（マーケット）の拡大、並びに高品質なサービスの提供等について、調査・研究を行う。

3. 安全管理体制の取り組みを向上させ、運輸のより一層の安全の確保を図る

4. 多様化する顧客ニーズに対応した運賃・料金制度について、研究・検討を行う。

5. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への協力体制を構築する。

6. 羽田空港国内線・国際線ハイヤー乗り場の円滑な運営、秩序維持を図るため街頭指導を実施する。

7. 銀座ハイヤー乗り場の円滑な運営、秩序維持を図るため街頭指導を実施する。

八、ケア輸送対策

高齢化が急速に進行する中、高齢者・障害者の社会参加の促進の観点から、安全で安心な交通手段として、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）や介護タクシーさらには一般タクシーによるケア輸送サービスが広く期待されており、高齢者や障害者等の多様なニーズに対応したケア輸送サービスの提供及びその質の向上を図るため、次の事業を推進します。

1. 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法によるケア輸送のあり方等を検討するとともに、道路運送法等に規定する自家用自動車による有償旅客運送について調査研究を行う。
2. 地域における高齢化の状況等を踏まえ、高齢者や身体障害者等移動制約者の社会参加を支援するためのタクシーの役割について調査研究を行う。
3. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及び、障害者差別解消法に規定する基本方針等について調査研究を行う。
4. 市区町村で発行している障害者に対する福祉タクシー券の拡大及び統一化について関係地方自治体に要望する。
5. ユニバーサルデザインタクシー導入の数値目標「2020年度までに10000台」の推進に向けて、ユニバーサルドライバー研修を開催し、積極的な参加を会員各社に要請する。開催にあたっては、公益財団法人東京タクシーセンター及び三多摩支部の実施状況等も踏まえ、効率的且つ効果的に開催する。
6. 福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）の導入費補助等の福祉輸送に対する継続的な助成措置を関係地方自治体に要望する。

また、東京都が行うユニバーサルデザインタクシーの補助制度の有効活用を促進するとともに、ユニバーサルデザインタクシーの開発及び導入の数値目標「2020年度までに10000台」について環境・車両資材委員会との連携により推進する。
7. 地域公共交通確保維持改善事業（バリア解消促進等事業）に基づく、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む。）導入費補助金申請に必要な「生活交通改善事業計画」を策定するための協議会を開催するとともに、関係地方自治体に対し、協議会の設置、開催を要望する。
8. 地方自治体が主宰する福祉有償運送運営協議会に参加するタクシー業界代表委員の選出、推薦、配置の調整及び研修等を実施する。

九、サービス改善対策

特別区・武三交通圏では「初乗り距離短縮運賃」が実施され、日常的な買物や通院といった短い距離を移動する「ちょい乗り」需要を開拓する効果が期待される中、短距離利用者への乗務員の接遇が大きな要点となっております。

また、多摩地区では特に南多摩交通圏がタクシー特定地域に指定され、適正化策の検討が行われ、タクシー車両の営業方法の制限が実施されようとしております。

当委員会としてはこのような状況の下、お客様の声を広く素早く把握することで、より一層の安全で安心かつ快適な輸送サービスの向上を目指すために、以下の取組みを重点として推進いたします。

1. エコカードの推進・活用

タクシー車内搭載のエコカードハガキを利用して、お客様の声を事業者が直接受けつけその結果を確実にフィードバックする仕組みを活用し、乗務員の接遇やタクシーの新たな取り組み等についてのご意見やご要望に対して、迅速な対応をすることによりサービスの向上を図る。

2. 1万人アンケート調査制度の実施・活用

お客様の利用動向調査をはじめ、タクシーに関してどのような意見やイメージを持たれているか等について、アンケート調査を行う。

今年度は、1月末から実施した「初乗り距離短縮運賃」の利用状況等の項目を加え調査するため、例年の実施時期を前倒しし調査方法も検討した上で早期に実施する。

なお、多摩地区についても同時に実施するため、調査項目については調整検討する。本調査も26回目を迎えるが、引き続きお客様のニーズの変化を的確に捉える機会とし、その結果をサービス改善に反映して活用する。

3. 改正特措法に基づく協議会で継続実施される地域計画の推進

改正タクシー特措法に基づく特定地域指定では、準特定地域となったものの協議会に於いて継続される、タクシーの適正化・活性化の取組み及び新たなサービス改善施策について、協会内の各専門委員会との連携の下その対応を図る。

平成27年12月に特定地域の指定候補地に指定された「南多摩交通圏」については、平成28年7月1日付けで特定地域として指定され、適正化及び活性化策の策定に向け協議会で検討をしており、準特定地域の「特別区・武三交通圏」「北多摩交通圏」「西多摩交通圏」についても、平成29年1月27日より平成31年9月30日まで再指定されたことで、今後も適正化策・活性化策への取組みにも上記同様に連携を図る。

4. 東京のタクシー有識者懇談会

タクシー有識者懇談会については、改正特措法に基づく協議会の動向等を勘案しながら、必要に応じて開催することを検討する。

十、総務対策

協会組織の連携、強化並びに災害に備えた対策を講じるため、次の事業を行うこととします。

1. IT化構築の推進、協会業務遂行の合理化、効率化を促進するとともに、事務局組織の活性化について検討を行う。
2. 協会財務の健全化とその維持に努めるとともに、予算、決算の適切な執行を図る。
3. 災害対策について、災害対策部会を中心に審議、検討を行う。
4. 災害応急対策活動等が迅速かつ的確に実施できるよう定期的に防災訓練を実施する。

5. 協会活動の円滑化に資するため、雇用対策等の協会決定事項の徹底及び調整を図る。
6. ハイヤー・タクシーに係る税務、保険、各種助成金制度及び交通対策等について、政党・行政機関等への要望活動を推進する。
7. 諸外国とのハイヤー・タクシー事業を通じて提携交流を深め、あわせて業界の発展に資する。
8. 関係官庁等に係る示達事項及び情報の把握と会員への速やかな伝達に努めるとともに、関係団体との協調活動を推進する。
9. タクシー共通乗車券の廃止に伴う清算業務等の適切な執行を図る。
10. 地域計画に盛り込まれた項目について検討する。
11. 他の委員会に属さない事項。

十一、2020東京オリンピック・パラリンピック対策

現在参画中の「輸送調整会議」や「多言語対応協議会」に引き続き参画しオリンピック・パラリンピック関連の情報収集や業界内外への広報活動、特に多言語対応機器類を活用したサービス等の情報収集に務めるほか、関連する行政諸官庁等主催の協議会や各種専門委員会等にも積極的に参画します。

なお、組織委員会からの要請により、今年度より協会を通じ、今後のハイヤー・タクシー輸送の具体策策定に向け、業界から出向者を派遣します。

十二、適正化事業実施機関

1. 道路運送法第43条の3第1項に基づき、旅客自動車運送事業者に対する巡回指導の実施計画を東京運輸支局と連携をとり綿密に立て、巡回指導を的確かつ公正に実施し、改善を要する事業者にはきめ細かな指導を実施する。
2. 事業者に対する巡回指導を通じ、重大事故を招く飲酒運転、過労運転（薬物使用含む）、速度超過等を防止する啓発活動を事業者及び運行管理者に対し行う。
3. 事業者に対する巡回指導において、コンプライアンス確立に向け、法令等の周知徹底を行う。
4. 協会ホームページ内に開設した適正化事業室のページに、業務用資料として関係法令等の改正、通達等を掲載し、随時更新を行なう。
5. 指導員としての資質の向上及び情報の収集のため、適正化事業に係る各種セミナー等を積極的に聴講し、会員の運行管理業務に必要と思われる情報については、協会ホームページを活用し情報提供を行なう。

十三、タクシー活性化プロジェクトチームの活動

これまでの有識者や行政、自治体等の関係者で構成された「東京観光タクシー推進協議会」については、東京観光タクシードライバー認定研修制度の構築をはじめとする諸施策が具現化したところであり、同協議会の目的は一応の達成をみたことから必要に応じて開催することとし、今後においては、タクシー活性化プロジェクトチームにおいて、引き続き観光タクシーの優遇措置の拡大に向けた要請活動や需要拡大のPRを展開するとともに「東京観光タクシードライバー認定研修」及び「更新研修」の内容の見直しをいたします。

また、国の構造改革特区を活用した地域限定特例通訳案内士制度についてもオリンピック・パラリンピック開催を見据え東京都と連携し各種施策を推進するほか、その他の活性化策についても検討いたします。

十四、新卒・女性ドライバー採用プロジェクトチームの活動

タクシー乗務員の高齢化や恒常的なドライバー不足に的確に対応するとともに、若者・女性ドライバーの採用による業界活性化に向け、大学生を中心とする若者に職業としてのタクシードライバーの魅力を効果的に発信するためのチラシを作成いたします。また、当該チラシを都内全ハローワークに設置していただくよう依頼するほか、個別に学校訪問を行い、就職担当者と意見交換するとともに学内設置を要請いたします。

さらに、若者・女性ドライバーの採用に向けた人材確保や人材の育成・定着・雇用環境整備のノウハウについて、公益財団法人東京しごと財団から受託した団体課題別人材力支援事業と連携を図り、会員への情報提供に努めます。

十五、スマホdeタックくん活性化特別委員会の活動

省エネ型タクシー産業構造転換に向けた共通配車ルールの整備・高度化や訪日外国人への利便性の向上策に取り組むとともに今後のスマホdeタックくんのあり方についても検討を行います。

十六、タクシー政策研究会の活動

平成23年9月に発足した「タクシー政策研究会」は、専修大学太田教授を座長として若手研究者を中心にタクシー業界関係者、行政機関等と意見交換を行い、論文集「タクシー政策研究」を3号まで発刊、本年度については、これまでのタクシー政策研究会の成果をとりまとめた総集編を発刊する予定です。

なお、この総集編の発刊をもってタクシー政策研究会を閉じることといたします。

十七、女性タクシー経営者の会の活動

定例会の開催や社会貢献活動を通して、女性経営者による知見を深め有益な情報を多方面に発信していきます。